

# 山梨県公報

第五百四十三号

令和七年

三月三日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

- 道路の区域変更……………八五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………八五
- 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………八六

### 公 告

- 第四十六期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………八七
- 令和七年度前期技能検定の実施……………八七
- 令和七年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………九一
- 換地処分の実施……………九七
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………九七
- 令和七年二級建築士試験の実施……………九七
- 令和七年木造建築士試験の実施……………九七
- 一般競争入札について(二件)……………九八
- 人事委員会……………九八
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………一〇一

## 告 示

### 山梨県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

| 区間   | 旧新の別          |               | 延長<br>(メートル) |
|--|---------------|---------------|--------------|
|  | 旧             | 新             |              |
| 大月市富浜町鳥沢字竹ノ入二九九六番一地<br>先から<br>大月市富浜町鳥沢字竹ノ入二九九八番一地<br>先まで | 四・〇〇<br>一一・〇〇 | 四・〇〇<br>二〇・八〇 | 三六・五<br>三六・五 |

### 山梨県告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業三・五・一六号 加納岩小学校前通り線
- 二 施行者の名称 山梨市
- 三 事業施行期間 平成三十年九月十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県山梨市大字下神内川字屋敷平、字沢ハタ、字梅ノ木及び字前田地内
  - 2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業七・五・一号 加納岩小学校西通り線

二 施行者の名称 山梨市

三 事業施行期間 平成三十年九月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 山梨県山梨市大字下神内川字屋敷平、字沢ハタ及び字前田地内

2 使用の部分 なし

山梨県告示第四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和七年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について次のとおり定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号（以下「令和三年告示」という。））に掲げる契約の種類及び種目（以下「契約の種類等」という。）のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者

8 契約の履行に当たり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(二) 身分証明書（個人の場合）

(三) 印鑑証明書

(四) 財務諸表（法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直近に提出した所得税確定申告書の写し）

(五) 納税証明書（審査基準日の直近の全ての県税（個人県民税を除く。）及び消費税に係るもの）

(六) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒（長形三号）（送付先を記載し、百十円分の郵便切手を貼付）

2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限

競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和八年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 法人にあつては代表者又は役員の名及び氏名、個人にあつては氏名

- 3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名
- 4 所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）
- 5 電話番号
- 6 使用印鑑
- 7 資本金（法人の場合に限る。）
- 8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位
- 9 その他営業内容に関する重要な事項
- 五 競争入札参加資格の取消し
  - 競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。
    - 1 一のいずれかに該当する者となったとき。
    - 2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになったとき。
    - 3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。
    - 4 その他知事が必要と認めたとき。
- 六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
  - 県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 七 競争入札参加資格に関する文書を入力するための手段
  - 資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五一一二二二一―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。
- 八 その他
  - 令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

## 公 告

● 第四十六期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について  
 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十六期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

#### 1 使用者団体

- (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
- (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

#### 2 労働組合

- (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
- (二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

### 二 被推薦者の資格制限等

- 1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。
- 2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。
- 三 推薦期間 令和七年四月一日（火）から同月三十日（水）まで
- 四 推薦書の提出場所 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号）

### ● 令和七年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 実施職種

- 1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和七年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、検定職種の

うち「めつき」については、実技試験を実施しない。

|         |                                   |  |
|---------|-----------------------------------|--|
| 検定職種    | 学科試験の選択科目                         | 実技試験の選択科目  |
| 造園      | なし                                | なし   |
| 鑄造      | 鑄鉄鑄物鑄造作業法                         | 鑄鉄鑄物鑄造作業   |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業法                          | 一般熱処理作業  |
| 機械加工    | 旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法 | 普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業 |
| 非接触除去加工 | 数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法 レーザー加工法     | 数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業 レーザー加工作業                               |
| 金属プレス加工 | なし                                | なし   |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業法                          | 構造物鉄工作業  |
| 建築板金    | 内外装板金施工法                          | 内外装板金作業  |
| めつき     | 電気めつき作業法                          |  |
| 仕上げ     | 治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法           | 治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業                                     |
| ダイカスト   | なし                                | コールドチャンバダイカスト作業  |

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 電子機器組立て  | なし   | なし  |
| 電気機器組立て  | 回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法   | 回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業   |
| 建設機械整備   | なし   | なし  |
| 家具製作     | 家具手加工作業法   | 家具手加工作業   |
| 建具製作     | 木製建具手加工作業法   | 木製建具手加工作業   |
| プラスチック成形 | 射出成形法 真空成形法  | 射出成形作業 真空成形作業   |
| 石材施工     | 石張り施工法   | 石張り作業   |
| とび       | なし   | なし  |
| 左官       | なし   | なし  |
| タイル張り    | なし   | なし  |
| 畳製作      | なし   | なし  |
| 防水施工     | ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法 | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業 |
| 内装仕上げ施工  | プラスチック系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法  | プラスチック系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業   |

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、検定職種のうち「めつき」については、実技試験を実施しない。

|          |                                   |   |
|----------|-----------------------------------|---|
| 熱絶縁施工    | 銅製下地施工法<br>ボード仕上げ施工法<br>化粧フィルム施工法 | 業<br>鋼製下地工事作業<br>ボード仕上げ工事作業<br>化粧フィルム工事作業 |
| サッシ施工    | 保温保冷施工法                           | 保温保冷工事作業                                  |
| 貴金属装身具製作 | なし                                | なし  |
| 表装       | 壁装施工法                             | 壁装作業                                      |
| 塗装       | 建築塗装法<br>金属塗装法                    | 建築塗装作業<br>金属塗装作業                          |
| フラワー装飾   | なし                                | なし  |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 検定職種  | 学科試験の選択科目                                   | 実技試験の選択科目   |
| 園芸装飾  | なし  | なし  |
| 造園    | なし  | なし  |
| 金属熱処理 | 一般熱処理作業法                                    | 一般熱処理作業   |
| 機械加工  | 旋盤加工法<br>フライス盤加工法<br>研削盤加工法<br>マシンニングセンタ加工法 | 普通旋盤作業<br>数値制御旋盤作業<br>フライス盤作業<br>平面研削盤作業<br>マシンニングセンタ作業 |

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

|         |          |           |
|---------|----------|-----------|
| めつき     | 電気めつき作業法 |           |
| 仕上げ     | 機械組立仕上げ法 | 機械組立仕上げ作業 |
| 機械検査    | なし       | なし        |
| 電子機器組立て | なし       | なし        |
| 建築大工    | なし       | なし        |
| とび      | なし       | なし        |
| 左官      | なし       | なし        |
| 塗装      | 金属塗装法    | 金属塗装作業    |
| フラワー装飾  | なし       | なし        |

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 令和七年六月十日(火)から同年九月九日(火)まで(ただし、造園職種及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年九月十日(水)から同年十一月十二日(水)まで)の間において、別に山梨県職業能

|        |               |               |
|--------|---------------|---------------|
| 検定職種   | 学科試験の選択科目     | 実技試験の選択科目     |
| 路面標示施工 | 溶融ペイントハンドマーカー | 溶融ペイントハンドマーカー |
|        | 施工法           | 工事作業          |

- 力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
  - (三) 問題の公表 令和七年六月三日(火)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

- 2 学科試験  
(一) 実施期日

| 職種  | 実施期日          |
|---|---------------|
| 三級 園芸装飾 造園 機械加工 めつき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾                 | 令和七年七月十三日(日)  |
| 1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装                       | 令和七年八月二十四日(日) |
| 2 三級 金属熱処理  |               |
| 一級及び二級 機械加工 鉄工 めつき ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作 | 令和七年八月三十一日(日) |
| 1 一級及び二級 鑄造 非接触除去加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾           | 令和七年九月七日(日)   |
| 2 単一等級 路面標示施工   |               |

- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター
- 四 受検申請の手続
- 1 提出書類
- (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

- (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
- (2) 特別永住者証明書又は在留カード
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面試験手数料
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験
- (1) (2)から(6)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
  - (2) 三級を受けようとする者であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)から(6)に掲げる者を除く。)
  - 一の検定職種につき一万三千七百円
  - (3) 三級を受けようとする者であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの(実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者であるものに限る。(6)において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(4)から(6)に掲げる者を除く。)
  - 一の検定職種につき九千二百円
  - (4) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
  - 又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(5)及び(6)において同じ。)

(5)及び(6)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき一万二千百円

(5) 三級を受けようとする在校生であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者及び(6)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき七千六百円

(6) 三級を受けようとする在校生であつて、令和七年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和七年四月七日(月)から同月十八日(金)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百八十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和七年八月二十九日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)又は同年十月一日(水)(ただし、造園及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年十一月二十七日(木)までの間で、都道府県知事が指定する日)に、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚

生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。  
六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局労働人材育成課(電話〇五五―二二三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和七年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期(令和七年四月一日から同年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)又は後期(同年十月一日から令和八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

| 検定職種    | 学科試験の選択科目             | 実技試験の選択科目               |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| さく井     | ロータリー式さく井施工法          | ロータリー式さく井工事作業           |
| 鋳造      | 鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法 | 鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業     |
| 鍛造      | ハンマ型鍛造法               | ハンマ型鍛造作業                |
| 機械加工    | 旋盤加工法 フライス盤加工法        | 普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 |
| 金属プレス加工 | なし                    | なし                      |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業法              | 構造物鉄工作業                 |

|    |            |          |      |             |                |                            |                          |         |                                   |      |           |         |          |
|----|------------|----------|------|-------------|----------------|----------------------------|--------------------------|---------|-----------------------------------|------|-----------|---------|----------|
| 印刷 | 紙器・段ボール箱製造 | 家具製作     | 寝具製作 | 婦人子供服製造     | 施工<br>冷凍空気調和機器 | プリント配線板製造                  | 電気機器組立て                  | 電子機器組立て | ダイカスト                             | 機械検査 | 仕上げ       | 工場板金    | 建築板金     |
| なし | 印刷箱製造法     | 家具手加工作業法 | なし   | 婦人子供既製服製造法  | なし             | プリント配線板設計法<br>プリント配線板製造法   | 変圧器組立て法<br>配電盤・制御盤組立て法   | なし      | なし                                | なし   | 機械組立仕上げ法  | 機械板金加工法 | 内外装板金施工法 |
| なし | 印刷箱製箱作業    | 家具手加工作業  | なし   | 婦人子供既製服縫製作業 | なし             | プリント配線板設計作業<br>プリント配線板製造作業 | 変圧器組立て作業<br>配電盤・制御盤組立て作業 | なし      | ホットチャンバダイカスト作業<br>コールドチャンバダイカスト作業 | なし   | 機械組立仕上げ作業 | 機械板金作業  | 内外装板金作業  |

|                     |          |            |             |                |         |      |         |       |    |      |                 |      |   |    |
|---------------------|----------|------------|-------------|----------------|---------|------|---------|-------|----|------|-----------------|------|---|----|
| 塗装                  | 熱絶縁施工    | 内装仕上げ施工    | 防水施工        | 施工<br>コンクリート圧送 | 鉄筋施工    | 型枠施工 | 配管      | タイル張り | とび | 建築大工 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | パン製造 | プラスチック成形                                    | 製本 |
| 建築塗装法<br>金属塗装法<br>銅 | 保温保冷施工法  | ボード仕上げ施工法  | シーリング防水施工法  | なし             | なし      | なし   | 建築配管施工法 | なし    | なし | なし   | なし              | なし   | 圧縮成形法<br>射出成形法<br>インフレーション成形法<br>ブロー成形法     | なし |
| 建築塗装作業<br>金属塗装作     | 保温保冷工事作業 | ボード仕上げ工事作業 | シーリング防水工事作業 | なし             | 鉄筋組立て作業 | なし   | 建築配管作業  | なし    | なし | なし   | なし              | なし   | 圧縮成形作業<br>射出成形作業<br>インフレーション成形作業<br>ブロー成形作業 | なし |

|      |               |                       |
|------|---------------|-----------------------|
| 工業包装 | 橋塗装法<br>噴霧塗装法 | 業<br>鋼橋塗装作業<br>噴霧塗装作業 |
| なし   | なし            | なし                    |

(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

|         |                                   |  |
|---------|-----------------------------------|--|
| 検定職種    | 学科試験の選択科目                         | 実技試験の選択科目                                    |
| さく井     | ロータリー式さく井施工法                      | ロータリー式さく井工事作業                                |
| 鋳造      | 鋳鉄鋳物鋳造作業法<br>非鉄金属鋳物鋳造作業法          | 鋳鉄鋳物鋳造作業<br>非鉄金属鋳物鋳造作業                       |
| 鍛造      | ハンマ型鍛造法                           | ハンマ型鍛造作業                                     |
| 機械加工    | 旋盤加工法<br>フライス盤加工法<br>マシンニングセンタ加工法 | 普通旋盤作業<br>数値制御旋盤作業<br>フライス盤作業<br>マシンニングセンタ作業 |
| 金属プレス加工 | なし                                | なし   |
| 鉄工      | なし                                | なし   |
| 建築板金    | 内外装板金施工法                          | 内外装板金作業                                      |
| 工場板金    | 機械板金加工法                           | 機械板金作業                                       |
| めつき     | 電気めつき作業法                          | 電気めつき作業                                      |

|            |                                      |                                   |
|------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 仕上げ        | 機械組立仕上げ法                             | 機械組立仕上げ作業                         |
| 機械検査       | なし                                   | なし                                |
| ダイカスト      | なし                                   | ホットチャンバダイカスト作業<br>コールドチャンバダイカスト作業 |
| 電子機器組立て    | なし                                   | なし                                |
| 電気機器組立て    | 変圧器組立て法<br>配電盤・制御盤組立て法               | 変圧器組立て作業<br>配電盤・制御盤組立て作業          |
| プリント配線板製造  | プリント配線板設計法<br>プリント配線板製造法             | プリント配線板設計作業<br>プリント配線板製造作業        |
| 冷凍空気調和機器施工 | なし                                   | なし                                |
| 婦人子供服製造    | なし                                   | なし                                |
| 寝具製作       | なし                                   | なし                                |
| 家具製作       | なし                                   | なし                                |
| 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱製造法                               | 印刷箱製箱作業                           |
| 印刷         | なし                                   | なし                                |
| 製本         | なし                                   | なし                                |
| プラスチック成形   | 圧縮成形法<br>射出成形法<br>インフレーション成形法<br>ブロ業 | 圧縮成形作業<br>射出成形作業<br>インフレーション成形    |

|      |                             |       |            |      |    |          |         |      |         |       |    |      |                 |      |      |               |
|------|-----------------------------|-------|------------|------|----|----------|---------|------|---------|-------|----|------|-----------------|------|------|---------------|
| 工業包装 | 塗装                          | 熱絶縁施工 | 内装仕上げ施工    | 防水施工 | 施工 | コンクリート圧送 | 鉄筋施工    | 型枠施工 | 配管      | タイル張り | とび | 建築大工 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | パン製造 | ー成形法 | 作業<br>ブロー成形作業 |
| なし   | 建築塗装法 金属塗装法 鋼橋塗装法 噴霧塗装法     | なし    | ボード仕上げ施工法  | なし   | なし | なし       | なし      | なし   | 建築配管施工法 | なし    | なし | なし   | なし              | なし   | なし   | なし            |
| なし   | 建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業 | なし    | ボード仕上げ工事作業 | なし   | なし | なし       | 鉄筋組立て作業 | なし   | 建築配管作業  | なし    | なし | なし   | なし              | なし   | なし   | なし            |

|                            |          |         |          |    |         |                                    |          |                       |                              |           |
|----------------------------|----------|---------|----------|----|---------|------------------------------------|----------|-----------------------|------------------------------|-----------|
| 仕上げ                        | めつき      | 工場板金    | 建築板金     | 鉄工 | 金属プレス加工 | 機械加工                               | 鍛造       | 鑄造                    | さく井                          | 検定職種      |
| 治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法    | 電気めつき作業法 | 機械板金加工法 | 内外装板金施工法 | なし | なし      | 旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法         | ハンマ型鍛造法  | 鑄鉄鑄物鑄造作業法 非鉄金属鑄物鑄造作業法 | パーカッション式さく井施工法 ローター式さく井施工法   | 学科試験の選択科目 |
| 治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業 | 電気めつき作業  | 機械板金作業  | 内外装板金作業  | なし | なし      | 普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業 | ハンマ型鍛造作業 | 鑄鉄鑄物鑄造作業 非鉄金属鑄物鑄造作業   | パーカッション式さく井工事作業 ローター式さく井工事作業 | 実技試験の選択科目 |

(三) 基礎級 基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

|    |    |                                   |      |      |      |         |    |          |                         |  |         |                                |      |
|----|----|-----------------------------------|------|------|------|---------|----|----------|-------------------------|--|---------|--------------------------------|------|
| 製本 | 印刷 | 紙器・段ボール箱製造                        | 建具製作 | 家具製作 | 寝具製作 | 婦人子供服製造 | 施工 | 冷凍空気調和機器 | プリント配線板製造               | 電気機器組立て                                    | 電子機器組立て | ダイカスト                          | 機械検査 |
| なし | なし | 印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法             | なし   | なし   | なし   | なし      | なし | なし       | プリント配線板設計法 プリント配線板製造法   | 回転電機組立て法 変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法     | なし      | なし                             | なし   |
| なし | なし | 印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業 | なし   | なし   | なし   | なし      | なし | なし       | プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業 | 回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業 | なし      | ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業 | なし   |

|               |      |    |          |      |        |         |       |    |    |       |      |                 |      |              |                                     |
|---------------|------|----|----------|------|--------|---------|-------|----|----|-------|------|-----------------|------|--------------|-------------------------------------|
| 内装仕上げ施工       | 防水施工 | 施工 | コンクリート圧送 | 鉄筋施工 | 型枠施工   | 配管      | タイル張り | 左官 | とび | かわらぶき | 建築大工 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | パン製造 | 石材施工         | プラスチック成形                            |
| プラスチック系床仕上げ施工 | なし   | なし | なし       | なし   | なし     | 建築配管施工法 | なし    | なし | なし | なし    | なし   | なし              | なし   | 石材加工法 石張り施工法 | 圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 プロロー成形法     |
| プラスチック系床仕上げ工  | なし   | なし | 鉄筋組立て作業  | なし   | 建築配管作業 | なし      | なし    | なし | なし | なし    | なし   | なし              | なし   | 石材加工作業 石張り作業 | 圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 プロロー成形作業 |



五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（茅ヶ岳北西部地区下神取工区）の換地処分を令和七年二月十四日実施した。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（身延南部地区中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月一日まで
- 三 縦覧場所 身延町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月十六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月三日まで

● 令和七年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和七年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
- 1 学科の試験 令和七年七月六日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和七年九月十四日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続
- (1) 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。
- (2) 受験申込受付期間 令和七年四月一日（火）午前十時から同月十四日（月）午後四時まで
- (3) 受験申込方法 センターのホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和七年四月七日（月）までにセンター本部（電話〇五〇―一三六四五―八四二二）に申し出ること。

- 四 合格者の発表及び合否等の通知 令和七年十二月二日（火）（予定）（学科の試験については、同年八月二十五日（月）（予定））
- 五 その他
- 1 設計製図の試験の課題は、令和七年六月十八日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において公表すること。
- 2 詳細については、センター（電話〇五〇―一三六四五―八四二二）に問い合わせること。

● 令和七年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和七年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和七年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
- 1 学科の試験 令和七年七月二十七日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和七年十月十二日（日）午前十一時から午後四時まで

- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続

(1) 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(2) 受験申込受付期間 令和七年四月一日(火) 午前十時から同月十四日(月) 午後四時まで

(3) 受験申込方法 センターのホームページ (<https://www.jaetic.or.jp/>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等) には、令和七年四月七日(月) までにセンター本部(電話〇五〇一三六四五―八四二二)に申し出ること。

四 合格者の発表及び可否等の通知 令和七年十二月二日(火) (予定) (学科の試験については、同年八月二十五日(月) (予定) )

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和七年六月二十五日(水) 頃からセンターのホームページ (<https://www.jaetic.or.jp/>) において公表する。

2 詳細については、センター(電話〇五〇一三六四五―八四二二)に問い合わせること。

## 教育委員会

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年三月三日

山梨県立わかば支援学校校長 小 林 勝

### 一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 スクールバス運行業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県立わかば支援学校校長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立わかば支援学校

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和六年山梨県告示第五十八号)の一に定める競争入札に参加できる者であること。

3 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第二百二十四條第二項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種(運搬)の「旅客運送」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によって認定を受けている者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる

者であること。

6 業務従事者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に携わる者の安定的な雇用をしており、本件入札に係る業務においてもこれが可能な者であること。また、被雇用者への賃金の不払、遅延等がないこと等、労働基準法等の雇用に関する法律に違反していない者であること。

#### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和七年三月七日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な一般競争入札の参加資格を有している者は、この四において定める審査を受けることを要しない。

#### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和七年三月七日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

郵便番号四〇〇一〇二二六 山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三  
山梨県立わかば支援学校事務室

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年三月七日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、5-1に掲げる場所において交付し、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて6-9(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月二十四日（月）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三山梨県立わかば支援学校

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一〇二二六山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三山梨県立わかば支援学校宛てに令和七年三月二十一日（金）午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 入札に関する条件 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合わせ先 山梨県立わかば支援学校

(電話〇五五二八五〇一七五〇)  
(メールアドレスwakaba-yg@pref.yamanashi.lg.jp)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: School bus operation business 1set
- 2 Date and time for tender: 13:30PM March 24, 2025
- 3 Bureau in charge: Yamanashi prefectural Wakaba Support School, 3346-3 Arino Minamitarupusu, Yamanashi 400-0226 Japan TEL 055-285-1750

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年三月三日

山梨県立かえで支援学校校長 荒川 昌 浩

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 スクールバス運行業務

(二) 数量 一式

- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

- 3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

- 4 履行場所 山梨県立かえで支援学校校長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立かえで支援学校

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和六年山梨県告示第五十八号)の一に定める競争入札に参加できる者であること。

3 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十四条第二項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種(運搬)の「旅客運送」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によつて認定を受けている者であること。

5 山梨県立かえで支援学校の所有する大型バスを運行前後に保管する場所があること。

6 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

7 業務従事者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に携わる者の安定的な雇用をしており、本件入札に係る業務においてもこれが可能な者であること。また、被雇用者への賃金の不払、遅延等がないこと等、労働基準法等の雇用に関する法律に違反していない者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和七年三月七日(金)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出する

こと。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な一般競争入札の参加資格を有している者は、この四において定める審査を受けることを要しない。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和七年三月七日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。  
郵便番号四〇〇一〇八〇七山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校事務室

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年三月七日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五1に掲げる場所において交付し、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて六9(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所  
(一) 日時 令和七年三月二十一日（金）午前十時三十分  
(二) 場所 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一〇八〇七山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校宛てに令和七年三月十九日（水）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の

範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (一) 言語 日本語
  - (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十七条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 入札に関する条件 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県立かえで支援学校

(電話〇五五―二二三―六三五)

(メールアドレスkaede-yg@pref.yamanashi.jp)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: School bus operation business Iset
- 2 Date and time for tender: 10:30AM March 21, 2025
- 3 Bureau in charge: Yamanashi prefectural Kaede Support School, 2-25-1 Tokoji Kofu Yamanashi 400-0807 Japan TEL 055-223-6355

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 条例第十条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 株式会社山梨食肉流通センター

二 株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー

別表中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加える。

二十九 地方税共同機構

**附 則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。